

地域周産期母子医療センターの 変更承認について

1 概要

令和8年3月9日付けで、県立日南病院長から、宮崎県地域周産期母子医療センターの変更認定の申請があったため、宮崎県周産期母子医療センター指定等要領第4条第2項の規定に基づき、宮崎県周産期医療協議会の意見を聴くもの。

【参考】宮崎県周産期母子医療センター指定等要領 ※抜粋

(指定及び認定の申請)

第3条 総合センターの指定を受けようとする医療機関は、総合周産期母子医療センター状況票（別記様式第1号）を添付し、知事に申請するものとする。

2 地域センターの認定を受けようとする医療機関は、地域周産期母子医療センター状況票（別記様式第2号）を添付し、知事に申請するものとする。

(指定及び認定)

第4条 知事は、前条の規定による申請が、第2条に掲げる基準を満たし適当と認めるときは、これを指定又は認定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の指定又は認定に当たっては、宮崎県周産期医療協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くとともに、必要に応じて実地調査を行うものとする。

3 知事は、前条の規定による申請が、第2条に掲げる基準を満たさないと認められるときは、その理由を付して、指定又は認定を行わない旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 総合センター又は地域センターは、その機能、診療科目又は設備等を変更しようとするときは、知事に申請し、変更の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の申請及び承認については、第3条及び第4条の規定を準用する。

2 変更内容

現在認定を受けているNICU 3床、GCU 7床について、令和8年4月からNICU 3床のみにする。

3 変更の理由

日南串間管内の出生数低下に伴い、NICU・GCUの稼働も大きく減少していることから、病床数の適正化が必要となったため。

4 備考

- ・適正化に当たっては、令和6年度から実質NICU 3床での運用を行い、地域周産期母子医療センターとして医療提供に問題がないことを検証済。
- ・令和7年11月からGCU 7床は休床としており、令和8年3月末で許可病床数も変更予定。

参考

- 日南市・串間市の出生数推移
令和元年→令和6年で39%減少

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
日南市	332	300	288	275	226	203
串間市	116	82	84	89	67	72
計	448	382	372	364	293	275

※県統計調査課「宮崎県現住人口調査」から

- NICU・GCUの稼働状況（全10床に対する平均稼働病床数）
令和元年→令和6年で48%減少

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
R1	1.9	2.3	2.1	4.7	3.3	2.6	4.3	3.1	2.2	2.2	1.7	1.8	2.7
R2	3.2	2.9	1.4	6.5	4.3	1.3	2.4	1.9	3.2	2.2	1.9	2.6	2.3
R3	1.2	3.4	2.3	2.7	1.1	2.6	2.5	1.4	1.7	2.8	2.0	3.3	2.3
R4	1.3	1.6	0.6	0.8	1.9	0.4	0.5	1.6	0.8	1.7	1.4	0.9	1.1
R5	0.8	0.6	0.4	2.0	2.5	0.8	0.5	0.8	1.7	0.6	0.9	0.7	1.0
R6	1.6	1.0	1.2	0.8	1.2	2.6	1.8	0.8	1.0	1.4	1.5	1.8	1.4
R7	1.5	1.3	1.8	1.5	0.4	0.2	0.4						1.0